

人口問題研究

第二卷 第八號

研究

徳川時代全國人口の再吟味

關山直太郎

一、緒言

過去の事實や現象に就て、後世から明確なる觀念を導き出し、真相を穿ち知ることは甚だ困難である。殊に之を説明すべき資料が不完全であるか、缺如してゐる場合には、尙更然りて、稍、深く考察せんとすれば、忽ち疑義百出し、殆ど之を解決するの途がなくなる。

徳川時代の全國人口に關しては、從來諸學者に依つて色々探索研究された結果、其事實も相當解明されたかに見ゆる。少くとも一般には、明治前半期の學者に依つて紹介され、或は研究發表された成果が、其儘通用して居り、宛も確固不動の通説となつたかの觀がある。然し一步突き進んで問

徳川時代全國人口の再吟味

題を考へて見ようとすると、忽ち吾々は曖昧模糊の中に陥らざるを得ない場合が少なくない。之は云ふ迄もなく、第一には幕府の公的記録が概して缺如し、或は缺如してゐない迄も不完全であるからに外ならぬ。若し幕府側の正史、記録、例へば「徳川實紀」などに、享保以後六年毎に行はれたといふ全國人口調査の顛末経緯、即ち調査の動機、方針、方法竝に其結果等が正確且詳密に記載してあれば、吾々は何らの苦勞なくして、容易に其真相を知り得るであらう(註)。又假令正史として編纂されてゐなくとも、其公記録が遺漏なく保存されてゐるならば、例へば明治以後新政府に引繼がれ、現在帝國圖書館に保管されてゐる「舊幕府引繼書類」の中にでも、之が残存してゐるならば、吾々は之を利用することによつて、やはり其間の事情を解明することが出来よう。然し此事は現在の所不幸にして共に満たされてゐないし、又將來をういふものが見つけ出されるといふ希望は乏しいであらう。

(註)

「徳川實紀」には勿論右に關する記載が全然ない譯ではないが、假令あつても其の編纂が遙か後世になされた關係上、不完全であり、又誤謬も少なくない。勝海舟が明治二十一年に、大藏省の依頼をうけて編纂した「吹塵録」(明治二十三年一月上梓)は概して幕府側の公的記録に依つたものと考へられ、従て夫だけ信憑性が高いものであるが、全國人口に關する記述及統計は最も多く輯められて居り、現在吾々が利用し得る最上のものである。然し之を以てしても十分で

ないのは云ふ迄もない。明治十年代大藏省で編纂した「徳川幕府理財會要」は、主として幕府の勘定所の記録を利用したものであるが、人口に關する記載は甚だ乏しい。僅にあるものも、疑問の餘地が存する。

右の様な状態であるから、徳川時代の人口を研究するに就ては、早速幾多の疑問に遭遇するのである。今之に關する若干の疑と、未熟な私見とを述べて廣く世の識者の教を受け度い。

二、全國人口調査の動機に對する疑

徳川時代の全國人口調査が、八代將軍吉宗の時代の享保六年に、始めて爲されたのは周知の通りであるが、其實施の動機に就ては二三の説がある。井原儀氏は、荻生徂徠の建議を採用して、詳に歳費の出納を計算せんがためとなし、⁽¹⁾ドロツパーズ氏は、當時窮乏を告げつゝあつた幕府の財政を整理せんがためと解した。⁽²⁾兩氏の説が如何なる根據に基づくかは判然しないが、其の當らないのは内田銀藏博士や本庄榮治郎博士の云はるゝ通りである。⁽³⁾然し内田博士が主張し、本庄博士が贊せられた『廣く施政の參考に供するため』といふ動機論は、自ら認めらるゝ様に餘りに空漠に失し、肯綮に中る説明と云ひ難い感がある。從て茲に其動機に關する疑問が生ずるのである。

それに就て一考されるのは、全國人口調査の濫觴とも云ふべき享保六年の布令の文句である。即ち同年六月(二十一日)の布令には、⁽⁴⁾

『諸國領地之村々、田畑町歩、郡切に書記、并百姓町人社人男女僧尼等、其外之者に至る迄、人數都合領分限に書付、可被差出候』(下略)

とあるが、之に依れば、第一回の調査は田畑の面積調査が主であつて、人口調査は寧ろ從であると、見られないことはない。或は少くとも兩者は並行して調査されたもの、換言すれば必ずしも人口調査だけが行はれたので

はないといふことは確かである。周知の通り將軍吉宗は所謂中興の英主で、財政經濟方面にも色々革新を施してゐるが、就中耕地の再檢を實行したのは著名である。此檢地の動機は、幕府(及諸藩の)財政窮乏打開策、即ち租税の増徴策と關聯して考へられなければならないが、(直接之を理由として居る居ないは別として)此事は既に享保初年から計畫されたのであらう。

(註)

吉宗が將軍職に就いて(享保元年)間もなく、老中等を招いて諸國の收納高を問ひ、又現在府庫の米金を問ふたに對して、答へ得る者がなく、吉宗を苦笑せしめたといふから、彼は此頃から土地の再檢、其他財政經濟の革新を決心したものであらう。

之が著々實行に移されて、享保十一年には有名な新「檢地條目」が制定されたのである。而して享保六年の人口調査は、此土地の再檢と關聯し、或は之を動機として行はれたものではあるまいか。人口と土地とは、當時の税制上に於ては勿論、實生活に於ても、又觀念上に於ても不可分の關係にあるのであるから、吉宗が土地の再檢を計畫するに就て、人口状態を知らんと欲したのは、極めて理由のあることと考へられる。而して享保十一年の布令には、⁽⁵⁾『此度は田畑町歩被書出候に不及』として、單に『人數計畫書付』^(カ)て出せばよいとしたのは、蓋し前述の如く、享保十一年には新「檢地條目」が實施され、爾後新法に依る丈量の結果が續々別に作成されてきたと考へられるので、享保六年の場合の様に、土地と人口との兩者を並記せしむる必要がなくなつたのであると解したい。而して享保六年の人口調査の結果は相當の成功を示し、嘗に吉宗の個人的興味を満足せしめたのみではなく(小宮山綏介氏後掲論文に依れば、享保十七年に吉宗が十萬石以上の大名

十家に對して過去七八十年以來の人口を書上げしめたのは、過去數回の調査に依り人口が回を逐ふて増加するのに對して興味を感じた結果といふ、幕府の施政上にも何らかの參考となり、殊に諸藩の社會的經濟的實力をも知り得るに至つたので、爾後王朝時代の「子午造籍」の古制に倣つて、六年毎に之を反復するに至つたのであらう。但し田畑の町歩、或は石高の再檢再調は、短期間には異動も少く、其必要もない上に、人心に及ぼす影響も少なくないので、人口調査のやうに定期に行ふことがなかつた（土地の再檢ではないが、其後全國的に石高を調査したのは百有餘年を経た天保年間である）。

三、享保八年の全國人口調査説に對する疑

『徳川實紀』享保八年三月晦日の條には、

『去し丑の年のごとく、諸國の戸口たゞさるゝにより、農商社人僧尼等まで、くはしく記して呈すべし。田畝の町歩はしるすに及ばず云々』

と記して、宛も此年全国人口の調査を行つたものの如くなしてゐる。本庄博士は、『是れ果して享保六年の如く舊簿によりて人口數を驗出せしめしものなりや、又は享保十一年の如く、特に人口調査をなすべき事を命じたるものなりや、未だ明かでない』とし、『たゞ子午兩年に人口數を報告せしめんとする制度は、この時既に定まれるもの如くである』とされてゐる。但し同博士も『日本社會事彙』（三版）下卷二二五頁に掲ぐる、享保八年の全國人口擬定數一七、四三三、六五二人に就ては、享保六年及十一年の計數に比較して、大差があるといふ理由で之を斥けてゐられる。

然し此享保八年の全國人口調査は實際に行はれたのであらうか。私は疑問とするよりも寧ろ之を否定したい。『徳川實紀』は此記事の後に、『日記・享保通鑑』と記してゐるが、之は云ふ迄もなく其引用書である。仍て試に

「享保通鑑」を繕いて見るに、果して享保八年三月晦日の條に左の記事（と云ふよりも幕府の布令）が載つてゐる。⁽⁸⁾

『去丑年被仰出候通、諸國領地之百姓町人社人男女僧尼等、其外之者共迄不殘今年相改、惣人數改帳に書記し、領分限りに可差出候、此儀者田畑町歩被書出不及候、人數計り書付、當四月より霜月迄之内、勝手次第可被差出候、尤何月改、何歳已上認と申譯書加へ可被申候、且又武家方之奉公人又者等は被書出候に不及候事

一、向後は相觸候不及、子年と午年今年之通、可被心得候事

右之趣萬石已上老中若年寄中支配江可被相觸候。若難心得候は、猶又御勘定所江可承合候。自今至其年右之通書出候様可被相達候。勿論子午年と有之は今年より、七年、目之事に候。御料は御代官より御勘定所江、私領は頭支配江書付出候様に可被相達候、以上。』

此文面は、『徳川禁令考』等に見ゆる享保十一年二月の布令と全く同文である（僅にある文字の相違は書寫の誤に外ならない）。而して右の布令が享保八年のものでないことは、其年が「子年」でも、「午年」でもなかつたのは勿論、同年より七年目も決して「子年」や「午年」でないことから判明する（享保十一年が即ち「午年」に當り、爾後六年毎に、即ち子午の年に全國人口を調査しようといふのである）。即ち右布令は「享保通鑑」に於て、偶然にも享保八年の場所に衍入したのであつて、之が無批判に『徳川實紀』に引用され、延いて八年調査説を生ずるに至つたものと考へられる。讀者或は云ふかも知れない。引用書に外に「日記」とあるのは、幕府の公日記なるべく、然らば享保八年説は確固たる根據があるではないかと。然し此「日記」の引用は、此日（享保八年三月晦日）の他の出來事、例へば「三縁山有章院殿靈廟に松平右京大輔輝貞代參す」等々のことなるべく、人口調査は右「享保通

鑑」から引用したものと断じて差支へない。然らば此年全国人口調査が行はれたと爲す説は之を否定しなければならぬ。

四、調査範圍及調査客體に對する疑

當時の人口調査の範圍及方法を規定するものとしては、前記享保六年及同十一年の布令があるが、此外尙寛延三年・天明六年及文化元年の布令も存する。⁽⁹⁾後三者は略、同文であるが、前二者より稍、詳しい。其他の同次のものは今明かでないが、大體同じものと考へられる。此等に依つて略、調査の輪廓を窺ふことが出来るが、然し吟味してみると、茲にも疑問の餘地は多々存する。今寛延三年の布令を試みに掲げよう。

一、諸國人數之儀、御料は御代官、私領は領主より去る子年（文化元年は「午年」となる）之通當年（文化元年は「子年」となる）相改、春中より十一月迄（天明六年及文化元年には「十二月迄」となる）書付差出相揃、同十二月（天明六年及文化元年には相揃以下六字欠）集之、一冊に成候事。

一、男女人數十五歳（天明六年には「五歳」となる）迄之内、領主より相改候格例を以、改出候に付、年齢不同も有之候事。

一、御朱印地、除地之寺社領人數も諸國人數之内に籠り候事。

一、江戸、駿府（天明六年には駿河とあれども誤りなるべし）、京、大坂、奈良、堺、伏見、大津、長崎等之町家（屋）地子免許之場所、并諸國城下町地子免許之地之人數も勿論人數に不漏事。

一、向後も不及相觸候、子年と午年に前々之通相改差出候積之事。

一、武家方奉公人并又者は諸國人數之内相除候事。

右に依れば、徳川時代の全國人口調査は御料即ち幕府直轄領（代官支配地）、私領即ち大名旗本領を調査の地的對象としてゐることは勿論として、

其他社寺領及江戸、京、大阪始め九個の幕府直轄都市（奉行支配地）も其範圍内であつたことは、疑を容れない。

然し以上に規定してゐない皇室御料及皇族公卿領の人口は、果してどうであつたらうか。前記幕府の諸布令は云ふ迄もなく諸大名旗本等に對して發せられたものであつて、直接に朝廷及公卿方に對しても效力を有したものではなかつたと解せられる。若し皇室直轄領及公卿領等に對しても同様の調査を實行せんとするならば、之に對しては別に交渉がなされてゐなければなるまい。其の有無は寡聞にして私は知らないが、もし其事がなかつたとすれば、皇室御料、皇族御領及公卿領の人民は、徳川時代の全國人口より除外されたと考へなければならぬ。もし之が包含されてゐると解するならば、之を立證するの責任があらう。私の疑問とする所以である。

次に身分關係で除外された者は、右規定に依れば武士及其家從に限られてゐるが、前記の理由から當然朝臣、公卿家臣等も除外されたに相違ない。然るに通説は、此外當時身分的に賤視されて常民に伍せられなかつた一部の社會群も亦除外されたとなしてゐる。之は恐らく條規が調査客體を『百姓町人社人男女僮尼』と列擧して居り、此一部の身分の者が其中には入つてゐないから、斯かる見解を生じたのであらう。然し果してさうであらうか。規定には成程右の者達が列擧されてゐるが、之に續き、『其外之者に至る迄』（享保六年）、又『其外之者共迄不殘今年相改』（享保十一年）と斷つてあり、而して『其外之者』とは呼稱は何とあれ問題の××非人等に外ならないから、此等が加算されたと解するの餘地が十分にあらう（勿論此等の中には無籍者が多かつたであらうから、其ために除外された例は多からう。然し無籍脱籍のため除外されたのは必ずしも此等に限らない）。當時村々の「宗門改帳」、「人別改帳」には勿論一般に××等も記載されてゐる

し、又役所へも届けられてゐた。のみならず明治元年以後新政府が諸藩に命じて領内人口を申告せしめた時も、調査方法は従前と大體異ならなかつたに拘らず、之は算入されてゐるのである。もし右××非人が除外されたとするならば、之亦舉證の責任があるのではないかと私は考へる。

更に又年齢階級に依る除外である。布令の條規を觀察するに、之には三通りの場合がある。即ち享保六年及十一年の規定では單に『何月改何歳以上認め云々』と註釋を付けて書出せばよかつたので、之は年齢に制限なく各藩の自由であつたらう。然るに寛延三年及文化元年の規定では、『男女人數十五歳迄之内』は領主の方針で採否自由となつて居り、更に天明六年の規定では之が『五歳迄之内』となつてゐる。天明六年の分は或は『十五歳』の「十」が脱漏したのではないかと考へられるが、「吹塵錄」所載の享保十七年壬子十一月改の全國人口には『五歳以上人別』と明記してあるから、⁽¹⁰⁾強ち「五歳」説も無視できない。此享保十七年の人口は編者海舟の註に依れば、石川壯次郎より得たものであるが、同人は幕末頃「勘定組頭」の役に在つた者である。⁽¹¹⁾従て之は同人保有の公文書か或は其抄録類に出所を持つものであらうから、比較的信用に値しようが、其「五歳以上」畫一説は當時の狀態、殊に其前後の調査に鑑みて、遽に信じ難い。恐らく天明六年と同様『五歳未満採否自由』を五歳以上採用と誤り解したのでないだらうか。石川は幕末の士で享保時代とは大分隔つてゐるから、此誤がないとは云へぬ。海舟も右に關しては疑問を抱いてゐるが、私も疑問なきを得ぬ。右の如く解しても尙年齢制限に就ては少くとも三通りあつたわけである（他の回次は判明しないが、此三種の外ではあるまい）。もしさうだとすれば、假令調査範圍や調査客體は各回共通としても、年齢制限が各回異なる以上、徳川時代の全國人口として今日傳はる數字を、漫然比較して前後の増減、時

代的趨勢を云爲しても、殆ど無意味に近いと云はざるを得ない。然し又翻つて考ふるに、諸藩等は幕府の布令に従て、每次其調査の方針を變へたものであらうが。調査に當り年齢階級を或年は十五歳以上とし、或年は五歳以上とすることは、技術上爾く簡單なものではない。恐らく各藩は幕府の認めた『領主に而相改候格例』を以て、適當に集計提出したものであらう。さもなければ、徳川時代後半期百二三十年に亙り、毎回の調査人口は或程度異動した筈である。之が大體に於て大なる異動を生じなかつたのは、其調査方法が略、一貫したためであるべく、換言すれば、徳川時代後半期の人口が全體的に見て殆ど靜止状態を呈したといふ結論を可能ならしむる所以であらう。但し此結論に對しては、私は後述の如く若干の疑問をもつものである。

五、文化十三年人口並に文政十一年人口に對する疑

享保六年以後、嚴密に云へば享保十一年以後、六年毎に反復された全國人口調査の結果に就ては、古く西山文叔の「官中秘策」に數回分（延享元年、寛延三年、寶曆六年分）を傳へてゐたが、⁽¹²⁾明治になつてからは、横山由清、小宮山綏介、井上瑞枝氏等諸學者の探索研究により更に若干回を追補し得た。而も此間既述の如く勝安房編纂の「吹塵錄」が公刊され、更に舊時大藏省で編纂した「徳川理財會要」も大正年間に發行され、又昭和年代に入つて瀧本博士編纂の「日本經濟大典」第四十八卷に「天明寛政人數帳」が收容せらるゝに及び、更に補足し且つ從來誤傳へられたものを訂正するの便が與へられた。然るに世上には尙明治二三十年代小宮山氏や「吹塵錄」によつて提供されたものが無條件に採用され、自ら通説を形作つてゐるかの如く見ゆるのは、學界の進歩上甚だ遺憾である。勿論此等の諸書が提供する全國人口は、或は幕府の公的記録に其出所を持つと覺しきものと共に、其

出所の疑はしきものもあり、又調査條規を始め國別、男女別人口を詳く掲ぐるものがあるに對して、或年調査人口の末尾に附掲される前回調査との差引増減に依り、前回分を算出したものもある。從て其間自ら史的價値の高下があるべく、一概に斷定することは不可であるが、少くとも誤謬の明白なるものは之を斥け、疑問の餘地あるものは之を檢討し、餘地なきものには正しき位置を與へなければならぬ。

即ち私が茲に最も疑問の餘地があり、檢討の必要があると考へるのは、通説に示さるゝ前後十八回（例へば本庄博士の列擧さるゝ享保六年頃、同十一年、同十七年、延享元年、寛延三年、寶曆六年、同十二年、明和五年、安永三年、同九年、天明六年、寛政四年、同十年、文化元年、同十三年、文政十一年、天保五年、弘化三年）の人口中、文化元年、同十三年及文政十一年の人口である。問題は右三年分に過ぎないが、其正否の決定がなされるれば其前後の回次の人口にも影響が及ぶのである。勿論外にも疑ふべきものは存するが（端數が切捨てゝあるのを、元來のラウンドナンバーと解して合計したため、或は傳寫の誤のため等に依る男女別、國別合計の不一致等は姑く問題の外に措くも）、現在の所遺憾乍ら十分之を吟味する材料を有しない。

先づ文化元年及同十三年の人口に就て疑問を述べよう。小宮山綏介氏は明治二十一年「如蘭社話」⁽¹⁴⁾に「近世人口ノ蕃殖」と題する論文を發表され、其中で文化元年及同十三年の人口を左の如く紹介された。

文化元年 二五、五一七、七二九人
文化十三年 二五、六二一、九五七人

之は其後明治三十六年に發行された「國史論纂」中の「近代の人口並人口と天時との關係」にも掲げられてゐるが、共に何等其出典は示されてゐな

い。然し之が後本庄博士に依つて採用さるゝ所となり、延いて世上一般にも通用してゐるかの如くである。

然るに私が探索した所に依ると、文化元年の人口二五、五一七、七二九人は、明治十六年細川廣世編の「形勢總覽」⁽¹⁶⁾に掲ぐる文化十三年（編者の註によると、表紙に「舊幕府大目付神保佐渡守」、「勘定奉行石川左近將監」の署名ある山）の諸國人口合計と全く等しく、更に文化十三年の人口二五、六二一、九五七人は、之より先明治十二年横山由清氏が「學藝志林」第五卷に發表された「本朝古來戸口考」中の文化元年の男女別合計人口に之亦全然同じものである。而して横山氏の説に依れば、右數字も亦表紙に「神保佐渡守」、「石川左近將監」の署名ある「諸國人數帳」に出所を持つのだと云ふ。又明治二十三年に出版された「吹塵録」には「文化元甲子年諸國人數帳」として、其折の調査條規（前に掲ぐ）と國別の石高、男女別及合計人口を掲げてゐるが、其男女別及合計數は横山氏紹介のもの之亦全く同一である。而も之には同じく神保佐渡守と石川左近將監の署名があるから、横山氏が見られたのと恐らく其オリヂナルを同じくするものであらう。斯くして人口二五、六二一、九五七人は文化十三年説と、文化元年説とがあるわけであるが、更に之に對して寛政四年説が存在する。即ち昭和年代に入つて發表された瀧本誠一博士の「日本經濟大典」第四十八卷に收載する「天明寛政人數帳」には、天明六年の人口と同時に（「吹塵録」には天明六年分は總人口のみを掲げてゐるが、之には國別、男女別並に石高が載つて居り、從來未紹介のものである）、年號日附を缺くが、「吹塵録」所載の「文化元甲子年諸國人數調」と内容全く同じきものが載つて居る。而して瀧本博士は之を寛政四年のものに擬してゐられるので、全然同一人口に對して三通りの説が存するのである。「吹塵録」には「文化甲子」とあり、「甲子」は云ふ迄もなく文化元

年に當るが、之だけでは勿論證明にならぬ。然るに「吹塵録」にも、「天明寛政人數帳」にも、將又横山氏が引用されたものにも、調査條規の冒頭に「大目付神保佐渡守」（「天明寛政人數帳」には神尾佐渡守とあるが、神保の誤記であらう）及「御勘定奉行石川左近將監」の署名がある。此署名者を疑つたり抹殺したりする必要はないから之に信を置くとすれば、石川左近將監（忠房）は寛政九年八月二十七日から文化三年十二月十五日迄勘定奉行に、又神保佐渡守（長光）は同じく寛政十二年五月六日から文化十三年（月日缺）まで大目付に在職したのであるから、寛政四年にも又文化十三年にも兩者は在職してゐないことは明瞭である。従て此二五、六二一、九五七人は之を文化元年のものと斷定しなければならぬ。もしさうすると、小宮山氏が充てられた文化元年人口二五、五一七、七二九人は之を抹殺すべきか、或は他の回次に充つべきだらうか。「形勢總覽」の註する所に従て、之を文化十三年に充つれば最も穩當の様であるが、實はさうでない。蓋し「形勢總覽」に就て、其國別人口を一々點檢するに、之は前記文化元年の諸國人口と符節を合する如く一致する。只一致しないものが數箇國あるが（志摩國三七、八七五が三三、八七五となり、下總國四七八、七二二人が四七八、一二人となり、丹後國一四七、四〇三人が一四七、八〇五人となり、又但馬國の一六七、五四九人が十萬を脱落して六七、五四九人となり、其他端數が異なつてゐるものが多少ある）、之は傳寫の誤りに外ならざるべく、而して「形勢總覽」の編者は此誤の儘を集計して、前記合計二五、五一七、七二九人を得たのである。之が文化十三年のものでないことは、假に其署名を無視しても、其内容から見て疑問の餘地がない。小宮山氏がどうして右と同一計數のものを文化元年に當てられたか不明であるが（強て忖度すれば、小宮山氏よりも先に發表された、横山氏及「形勢總覽」の計數を採用するに

當り、年次を取違へて「文化元年」とすべき横山氏の數字を「十三年」に、「十三年」に充つべき「形勢總覽」の數字を「元年」に充てたものではあるまいか）、其錯誤であることは疑を容れないから、我々は今潔く之を捨てなければならぬ。

次に文政十一年の人口である。小宮山氏は前記論文で、同年の人口としてやはり出所を明にせずして、二七、二〇一、四〇〇人を充てられた。然るに「徳川理財會要」には、文政十一年の人口として惣人員二千二十萬四百人、内計男一千四百六十萬七千三百三十六人、女一千三百四萬六千六百六十四人ト爲ス（傍書は筆者、原文の儘男女を合計すると二七、六〇一、四〇〇人となり、訂正の分を合計すると二七、二〇一、四〇〇人となる）と記してゐる。更に又井上瑞枝氏は嘗て「大日本國古來人口考」（明治三十七年統計學雜誌第二一三號—第二一七號）、の中で「嘉永六年丑、臘月調閱國總人別寄帳寫を引用し、之を嘉永五年十二月調の全國人口と看做して、左の如く發表された。

男

女

合計

一四、一六〇、七三六人 一三、〇四〇、六六四人 二七、二〇一、四〇〇人
 （外に國別人口をも掲げてあるが省略する）

「理財會要」は合計數に疑があるが、之は誤に相違ないから、結局三者何れも同一の人口を問題にしなから、其充つべき年を異にしてゐるのである。小宮山氏の引く所は不明であるが、其計數の同一なる所から見て、井上氏が一説として引く「文恭公實錄」ではあるまいか。（註）「理財會要」は「帳會記」に由ることを示し、井上氏は前記の如くである。

（註）

「續徳川實紀」中の「文恭院實紀」中の文政十一年の條には之を發見することを

得ない。恐らく之とは別の寫本類であらうか。何れにしても其出所が不明なのは遺憾である。

此井上氏が引用した「關國總人別寄帳寫」は原資料ではあるまいが、やはり公的記録の寫本であらう。又「帳會記」も恐らく舊幕府勘定所の書類であらうから、兩者の資料價値は何れが高いか輒く決し難い。然し茲に疑念があるのは、「理財會要」の編纂者は年代を誤つて之を引用したのではないかと云ふことである。といふのは、右文政十一年と前回即ち六年前の調査分と比較するに際し、前回は「同五年甲午」としてゐるが、「甲午」は天保五年に當るのである。此「甲午」を信頼して之を天保五年と解すれば、此「文政十一年戊子」は誤で「天保十一年庚子」でなければならぬ。而して同書には這回と前回との人口差は、後に述ぶる様に五九九、二九〇人であるから、天保五年人口は二七、二〇一、四〇〇人から五九九、二九〇人を差引した二六、六〇二、一一〇人であるべきである。然るに小宮山氏が天保五年人口として掲ぐるのは二七、〇六三、九〇七人であつて、之と大差が存する（尤も小宮山氏の天保五年人口もやはり出所不明で十分に信頼することを得ないが）。逆に「文政十一年戊子」が正しいとすれば、其の六年前は「文政五年壬午」であるべきである。従來文政五年の人口は何人に依ても紹介されたことがないが、もし右の假定が正しいならば、吾々は前掲數字から差引して、新に文政五年の人口を得たこととなる。

翻て井上氏の嘉永五年説を採るとすれば、此年は「壬子」であるから、其六年前は弘化三年「丙午」に當たる。所が「理財會要」には男一四、六〇〇、七三六^{二六〇カ}人、女一三、〇四〇、六六四人は、前回に比して男は一〇三、四七五人を減じ、女は七〇二、七六五人を増し。差引五九九、二九〇人を増加したと記してゐること前記の如くである。此増減高は井上氏の引用する「關國總

人別寄帳寫」の紙尾に附載するといふ前回分（之を井上氏は弘化三年に充てらる）との差額五九九、二九〇人（井上氏は男女内譯を掲げず）と符節を合せた如く一致する。然らば恐らく「關國總人別寄帳寫」と「理財會要」に引く「帳會記」とは其オリヂナルを同じくするものなるべく、從て吾々は井上氏の考證を信頼して、二七、二〇一、四〇〇人を嘉永五年の人口と看做して一應差支へない様である。然し問題は更にある。即ち井上氏は嘉永五年の前掲人口より過不足を加減して、其六年前の弘化三年人口を二六、六〇二、一一〇人（筆者が内譯を計算すれば男一四、二六四、二二一人、女一三、三三七、八九九人）として居られるが、他方「吹塵録」には儼乎として「弘化三丙午年諸國人數帳」を收載して居り、其總人口は次の如くなつて、井上氏の弘化三年人口と大差がある。

男

女

計

一三、八五四、〇四三人 一三、〇五三、五八二人 二六、九〇七、六二五人

斯くの如く一を採れば他に支吾し、他を立つれば之に矛盾する状態で、結局今の所、私は之を斷定する十分の根據を有せぬ。唯強ひて之を考ふれば、小宮山氏及「理財會要」に倣つて文政十一年説を採れば、文化元年と文政十一年との間僅か二十四年の間に百六十萬の大増加となり、之は當時の状態では信じ難いことであるから、寧ろ井上氏の「嘉永六丑、臘月、關國總人別寄帳寫」の六文字に信を置いて、之を嘉永五年の人口と看做したいのである。

六、全國人口趨勢の再吟味

徳川時代の全國人口調査が、全部で何回行はれたか明確には判らないが、少くとも二十數回に及ぶであらう（一説には元治元年を最終としてゐるが、然らば二十三回となる）。此内結果が判明してゐるのは、年代及計

數に多少異説もあるが、之を適當に取捨すれば、大體次の十七回（享保六年調分は嚴密には同年分のものに限らないが、之をも含めて）である。今一〇〇とし、各回の指數を作成して、其趨勢を窺はう。

年 號	皇 紀	男	女	計	指 數	出 典
享保六年頃	二三八一頃			二六、〇六五、四二五	九八・一八	小宮山綏介氏説
〃 一	二三八六			二六、五四八、九九八	一〇〇・〇〇	吹塵録
〃 一七	二三九二	一四、四〇七、一〇七	一二、五一四、七〇九	二六、九二一、八一六	一〇一・四〇	吹塵録
延 享 元	二四〇四			二六、一五三、四五〇	九八・五一	官中祕策
寛 延 三	二四一〇	一三、八一八、六五四	一二、〇九九、一七六	二五、九一七、八三〇	九七・六二	官中祕策、吹塵録
寶 曆 六	二四一六	一三、八三三、三一	一二、二二八、九一九	二六、〇六一、八三〇	九八・一七	官中祕策
〃 一	二四二二	一三、七八五、四〇〇	一二、一三六、〇五八	二五、九二一、四五八	九七・六四	吹塵録
明 和 五	二四二八			二六、二五二、〇五七	九八・八八	吹塵録
安 永 三	二四三四			二五、九九〇、四五	九七・九〇	吹塵録
〃 九	二四四〇			二六、〇一〇、六〇〇	九七・九七	吹塵録
天 明 六	二四四六			二五、〇八六、四六六	九四・四九	吹塵録、天明寛政入數帳
寛 政 四	二四五二			二四、八九一、四四一	九三・七六	吹塵録
〃 一〇	二四五八			二五、四七一、〇三三	九五・九四	吹塵録
文 化 元	二四六四	一三、四二七、二四九	一二、一九四、七〇八	二五、六二一、九五七	九六・五一	吹塵録、天明寛政入數帳
天 保 五	二四九四			二七、〇六三、九〇七	一〇一・九四	小宮山綏介氏説
弘 化 三	二五〇六	一三、八五四、〇四三	一三、〇五三、五八二	二六、九〇七、六二五	一〇一・三五	吹塵録
嘉 永 五	二五二二	一四、一六〇、七三六	一三、〇四〇、〇六四	二七、二〇一、四〇〇	一〇二・四六	井上瑞枝氏所引關國總入數寄帳寫

備考 一、小宮山氏の説は出所が明かでないが、姑く之を掲ぐる。
二、指數は本庄博士のものと多少異なるものがある。

以上の人口は既述の通り國民の全部を網羅したものではない。如何程の實數が除外されてゐるかは、從來諸説があるが、恐らく三百萬を降ることにはあるまい。然し今之を考慮外に措き、又調査は大體毎回同様の方針及方法の下になされたと假定して、前記指數につき觀察しよう。

斯かる前提の下に前後を通觀してみると、前後百二十三年の間殆んど増

加の跡なく、寧ろ中頃は減少し、幕末になつて始めて増加の傾向を示してゐることを知るのである。其停滞性に就ては、屢々起つた天災凶荒に原づく飢饉や、或は疫癘に因る死亡者が多數に上つたこと、農民等の生活が一般的に窮乏を極めた結果、人口制限が廣汎に行はれたためであると説かれてゐる。前者の自然的原因を別とすれば、要するに當時の封建社會が一般的

既に發展性を失つてゐたといふことに、基本的な理由を求め得るであらう。

然し此停滞性は、各地方一様であつたか、或は地方によつて多少とも差異があつたのであらうか。試みに前記調査の結果中、國別人口が知られる寛延三年以後六回分につき觀察してみよう。而して地域の分け方は、國別は餘りに繁雜であるし、又舊海道別は充分に地域的類型性を現はしてゐないと認めらるゝから、茲には明治以後の慣例に従つて左の十區に分けて見る。

一、近畿地方(山城、大和、河内、和泉、攝津、近江、丹波、丹後、但馬、播磨、紀伊、淡路の十二國)

二、東海地方(伊賀、伊勢、志摩、尾張、三河、遠江、駿河、伊豆の八國)

三、關東地方(相模、武藏、安房、上總、下總、常陸、上野、下野の八國)

一、實 數

地 域	寛延三年	天明六年	文化元年	天保五年	弘化三年	嘉永五年	明治五年
近畿地方	四、四四八、八〇一	四、四二〇、七九一	四、三三六、九三四	四、四七〇、六九二	四、三六六、四五六	四、五三一、四五〇	四、六五八、二四七
東海地方	二、三七三、八〇三	二、三〇七、九四九	二、三四〇、九二九	二、四七四、五九一	二、四八三、二六五	二、四七六、〇二四	二、八六四、一四一
關東地方	五、〇四七、三五六	四、三七五、七三六	四、二九五、六八四	四、一七一、三八八	四、四三八、四七八	四、三四三、八七二	五、一七三、九五九
東北地方	二、六八二、三八九	二、三六八、六四一	二、四七三、〇九七	二、六三一、四三八	二、五二〇、三三三	二、六二六、〇二一	三、四八五、九三五
東山地方	一、六〇三、二六二	一、六六三、三三三	一、六九四、一六八	一、八二七、五八一	一、七七四、四四六	一、八八九、四一八	二、〇三八、四五七
北陸地方	二、一六〇、五四一	二、一〇八、三八七	二、三〇七、七四五	二、六四〇、八三四	二、五三四、四七七	二、五九八、二一九	三、二九九、五五一
山陰地方	七三九、一四三	七八七、六四七	八四四、二五三	九三三、三〇九	八七七、九九四	九一三、七一一	九八五、一八四
山陽地方	二、〇三七、五八二	二、一三九、九五八	二、二二三、五〇九	二、四六四、六二四	二、四三三、七九九	二、四二五、二一七	二、八九六、〇七四
四國地方	一、五六二、二八三	一、六六一、五〇一	一、七六〇、五二六	一、九三二、八四九	一、九四三、一四六	一、八九六、九四八	二、四四六、二四三
九州地方	三、一六五、三七〇	三、三二六、二五五	三、二九九、六九七	三、四四九、七三二	三、四六八、〇四五	三、四二二、二七四	四、九七二、五七六

備考、北海道及琉球を除く。

四、東北地方(陸奥、出羽の二國、即ち後の陸前、陸中、陸奥、羽前、羽後(の五國))

五、東山地方(美濃、飛驒、信濃、甲斐の四國)

六、北陸地方(若狹、越前、加賀、能登、越中、越後、佐渡の七國)

七、山陰地方(因幡、伯耆、出雲、石見、隱岐の五國)

八、山陽地方(美作、備前、備中、備後、安藝、周防、長門の七國)

九、四國地方(阿波、讃岐、伊豫、土佐の四國)

一〇、九州地方(筑前、筑後、豊前、豊後、肥前、肥後、日向、大隅、薩摩、壹岐、對馬の十一國)

今其實數及寛延三年を一〇〇とせる指數を表出すれば左の如くである。(試みに對照上明治五年調を附掲する)。

二、指 數

地 域	寛延三年	天明六年	文化元年	天保五年	弘化三年	嘉永五年	明治五年
近畿地方	一〇〇・〇〇	九九・三七	九七・四九	一〇〇・四九	九八・一五	七九・三八	一〇四・七一
東海地方	一〇〇・〇〇	九七・二三	九八・六二	一〇四・二五	一〇四・六一	一〇四・三一	一一〇・六六
關東地方	一〇〇・〇〇	八六・六九	八五・一一	八二・六五	八七・九四	八六・〇六	一〇二・五一
東北地方	一〇〇・〇〇	八八・三〇	九二・二〇	九八・一〇	九三・九六	九七・九〇	一二九・九六
東山地方	一〇〇・〇〇	一〇三・七五	一〇六・五七	一一三・九九	一一〇・六八	一一七・八五	一二七・一四
北陸地方	一〇〇・〇〇	九七・五九	一〇六・八一	一一三・二三	一一七・三一	一二〇・二六	一五二・七二
山陰地方	一〇〇・〇〇	一〇六・五六	一一四・二二	一二六・二七	一一八・七九	一二三・六二	一三三・二九
山陽地方	一〇〇・〇〇	一〇五・〇二	一一〇・九・一二	一二〇・九六	一一九・四五	一二九・〇二	一四二・一三
四國地方	一〇〇・〇〇	一〇六・三五	一一二・六九	一二三・七二	一二四・三八	一二一・四二	一五六・五八
九州地方	一〇〇・〇〇	一〇一・九二	一〇四・二四	一〇八・九八	一〇九・五六	一〇八・一二	一五七・〇九

右の結果は、徳川時代後半期には全国的に人口が停頓或は減退したといふ通説を、多少訂正するか、少くとも説明の方法を變ふる必要があるかに察せられる。即ち近畿地方、關東地方及東北地方に於ては、成程減退或は停頓の状態を呈してゐるが、他の七地方、即ち全國の大部分に於ては盡く遞増してゐるのである。而して全國總人口に於て前後殆ど増減を示さないのは、前記三地方、就中關東、近畿兩地方の減退ぶりが顯著であるからに外ならない。當時から耕地も多く開け、農業も進歩して居つたのみならず、他の諸地方よりも商工業も盛んであり、従て都市も發達してゐた此地方、換言すれば他の地方よりも多少とも近代化し、従て又人口収容力に於ても勝つてゐたと考へられる此兩地方が、却て人口の減退を示してゐるのは頗る理解し難い。天災飢饉疫病の被害を、此地方が餘計蒙つたとは考へられないし、又墮胎・陰殺の風習が特に盛であつたとも思はれない。況んや又幕末に江戸・大阪等の大都市から所謂「人返」が行はれた結果とも考へる

ことを得ない（「人返」が行はれたとしても、それはやはり關東・近畿區の中へ消化されたに相違ないからである）。然し更に之を吟味するに、近畿地方は嘉永五年が激減してゐるのを除けば、他は減少といつても極めて輕微である。況んや又國別人口を觀察すると、絶對に減少してゐるのは山城及攝津の兩國のみで、河内、和泉、近江は毎次殆ど徑庭なく、他の七國は總て増加してゐるのである。之に反して關東地方は、率に於て高下があるが、八國共殆ど例外なく毎回減少を示してゐる。特に上總、下總、常陸、上野、下野の五國の減少振りは激甚である。

斯かる兩地方の減退停頓、殊に京都、大阪の大都を其中に持つ山城、攝津、江戸の大都をもつ武藏其他關東の諸國が人口を減退してゐるのは、如何に之を解釋すべきか、私は遽に答ふことを得ない。此等の諸國の人口が實際に於て爾く激減したとは考へられないから、假に其表面上の數字が減少した理由を察すれば、（一）當初（寛延三年）の調査は比較的正確であつ

たが、時代を経るに従て調査が形式的に墮し、脱漏多き不正確のものとなつたのではないか、(二)調査の方針方法が前後一貫せず、従前除外しなかつた身分の者或は年齢階級を後代には除外するに至つたのではないか、(三)當初の調査が不完全で特に市街地の人口が重複して過大に計算されて居つたのが、回を逐ふて正確に近づいたのではないか、との三つの場合、或はそれらが混合した場合が想像されるのである。何れにしても關東、近畿兩地方が、表面の計數通り絶對的な減少をなしたとは考ふることを得ない。勿論反對に増加したと云ふ根據もないのであるから、畢竟するに兩地方もやはり停滞靜止的であつたと云はざるを得まい。

之に反して他の七地方は概して毎次増加を示してゐる。然し先にも述べた通り關東、近畿地方に比し、社會的にも經濟的にも恵まれてゐないと見らるゝ此等の地方が、前記兩地方に反して増加してゐることは、之亦諒解し難い(其理由を、此地方に於ては封建社會が尙それ程行詰つてゐなかつたのだといつたり、天災飢饉が少く、比年農作物が豊穰であつたためであると云つてしまへば、それまでであるが)。思ふに此地方の人口が表面に現はれた通りの増加率を示したとは考へられないから、再び憶斷すれば、此地方の人口調査は、近畿、關東とは反對に、當初甚しく不完全で脱漏が多かつたのが、回を逐うて稍、正確に近づき、脱漏が少くなつたのではあるまいか。試に嘉永五年と明治五年(此間二十年)を比較して見るに、其増加率は他の三地方に比して非常に大である。兩回の平均的な差は二割位であるべきだが、地方によつては五割以上、甚しきは十割以上も増加した國が存するが、之は云ふ迄もなく徳川幕府の人口調査が幕末に至つても、地方によつては尙甚だ不完全であつたことを示すものである。然し之も畢竟假設であつて、表面の計數通りでなくても、實際上此等の七地方は、多少

とも回を逐うて人口は増加して行つたのかも知れぬ。然らば徳川時代後半期の人口は、全國的には靜止停滞したといひ得ても、之を更に分析して見れば、停頓したのは關東、近畿、東北地方に限られて、他の七地方は多少と増加したのであるといふことが出来よう。

更に細く之を各地方國別に吟味すると一層其趨勢を明かにすることが出来るかも知れぬが、餘りに煩瑣であるから、茲には姑く觸れないこととする(乞ふ左の附表を参照せられたい)。

要之、當時の人口が全國民を網羅してゐない以上、又假に網羅してゐなくても調査の方針及方法が一貫して居ればそれも可能であるが、それすら十分判明しない以上、時代的の趨勢、地域的の類型を適確に把握説明することは不可能である。

- (1) 「徳川時代通史」四五三頁
- (2) Droppers, G. The Population of Japan in the Tokugawa Period. 1894. p. 262.
- (3) 本庄榮次郎博士「人口及人口問題」二二頁
- (4) (5) 「徳川禁令考」第六帙
- (6) 「國史大系」第四十五卷二九九頁
- (7) 本庄博士「經濟史研究」(初版一〇三頁)及「人口及人口問題」三四頁
- (8) 「未刊隨筆百種」第十七卷一九二頁
- (9) 「吹塵錄」上(海舟全集)第三卷一四二頁以下、「日本經濟大典」第四十八卷一六九頁以下
- (10) 前掲一四三頁
- (11) 同上、七頁「吹塵錄」寄稿者紹介欄
- (12) 同上、一四一頁
- (13) 「官中秘策」の刊本は寡聞にして知らないが、其人口の部に就ては、明治十二年四月出版の「學藝叢談」五編に土岐孝氏が、淺草文庫を底本とし、黒川眞賴氏本を參考して詳しく紹介してある。

- (14) 同誌、第七卷
- (15) 同書八一四—八二六頁
- (16) 同書一三〇頁
- (17) 同書一七四頁

- (18) 「日本經濟大典」第四十八卷解説
- (19) 「日本經濟史辭典」一五九頁及三〇七頁
- (20) 「日本經濟大典」第五十四卷三九二頁

附表 國別人口

國名	寛延三年	天明六年	文化元年	天保五年	弘化三年	嘉永五年	明治五年	明治五年と嘉永五年との比
山城	五二、六二六	五〇七、四八八	四六九、五一九	四八八、七二六	四五二、一四〇	四九八、二九六	四二九、〇三〇	一一六・一四
大和	三七四、〇四一	三三六、二五四	三四〇、七〇六	三六〇、〇七一	三六一、一五七	三五六、六二七	四一八、三二六	八五・二五
河内	二二一、二六六	二〇五、五八五	二一四、九四五	二三四、八二二	二二四、〇五五	二二三、七四七	二三七、六七八	九四・一四
和泉	二〇七、九五二	一九〇、七六二	二〇二、二八三	二〇七、二一一	一九七、六五六	二〇八、八八四	二〇九、一七四	九八・八六
攝津	八〇三、五九五	八〇一、二二〇	七八九、八五七	七九六、四三九	七六三、七二九	八二二、〇九〇	七二九、四四三	一一一・三三
伊賀	九一、三九二	八二、三五二	八〇、一九六	八九、二四三	九一、七七四	八七、九四九	九七、一六四	九〇・五二
伊勢	五二二、〇三七	四七八、九〇六	四七六、五〇〇	四九九、九五八	四九八、八七四	四九八、一七一	五八五、九八八	八五・〇一
志摩	三四、〇六八	三七、一八四	三七、八七五	四一、八八八	四〇、六九三	四〇、九一九	三七、四三九	一〇九・三〇
尾張	五五三、三四〇	五九五、二六四	六〇五、六八六	六四三、九七七	六五三、六七八	六四六、五五五	七二七、四三七	八八・八八
三河	四一九、二八三	四一九、三四九	四二〇、六九七	四四〇、二六四	四三一、八〇〇	四三九、六三五	四八二、九三一	九一・〇三
遠江	三三三、七四四	三三二、一〇〇	三四二、三九八	三六〇、八一八	三六三、九五九	三六一、二三六	四一四、九二八	八七・〇六
駿河	三三三、八一九	二四二、一六五	二五二、〇七二	二五三、八四八	二六六、二九〇	二七〇、七六三	三六八、五〇五	七三・四八
甲斐	三一一、一九三	一一〇、六二九	二九七、九〇三	三一八、四七四	三一〇、二七三	三九一、四九九	三六〇、〇六八	一〇八・七三
伊豆	一〇五、一一〇	三〇五、九三四	一一五、五〇五	一四四、五九五	一一五、一九七	一三〇、七九六	一四九、七四九	八七・三四
相模	三二〇、七九六	二七九、四二七	二七八、〇六八	二九四、〇〇九	三〇三、二七一	二八九、三七六	三五六、六三八	八一・一三
武蔵	一、七七一、二二四	一、六二六、九六八	一、六五四、三六八	一、七一一、〇五四	一、七七七、三七一	一、七一一、四五五	一、九四三、二一一	八八・三八
安房	一五八、四四〇	一一五、〇五二	一三二、九九三	一四四、五八一	一四三、五〇〇	一四〇、八三〇	一五四、六八三	九一・〇四
上総	四五三、四六〇	三八八、五四二	三六四、五六〇	三六四、二四〇	三六〇、七六一	三六二、四一一	四一九、九六九	八六・二九
下総	五六七、六〇三	四八三、五二六	四七八、七二一	四〇二、〇九三	五二五、〇四一	四九七、七五八	六四五、〇二九	七七・一七
常陸	六五五、五〇七	五一四、五一九	四八五、四四五	四五七、三二一	五二一、七七七	四九五、八五九	六四八、六七四	七六・四四
近江	五七五、二一六	五八三、九四〇	五三二、九六八	五一一、九四八	五四一、七三二	五四七、七二四	五七六、五六四	九五・〇〇
美濃	五三三、〇九五	五五六、一六五	五六六、三五五	六〇七、二六九	五八三、一三七	六〇九、四五九	六六〇、八九六	九二・二二

徳川時代全國人口の再吟味

備中	三一九、四一〇	三一六、九〇四	三二八、四〇八	三四七、四一五	三四六、九二七	三四三、七九二	三九六、八八〇	八六・六二
備後	三〇六、八一八	三〇三、七三一	三一八、五七七	三六〇、六五九	三六〇、八三二	三五一、五九七	四五六、四六一	七七・〇三
安藝	三九六、八七八	四五四、一一二	四九九、〇八一	五七八、五一六	五五三、七〇八	五六四、二七一	六六七、七一一	八四・五一
周防	二八九、三九二	三四四、八〇〇	三五八、七六一	四三六、一九八	四三五、一八八	四二九、三二九	四九七、〇三四	八六・三八
長門	二二六、九三四	二四一、〇三七	二四七、〇二二	二五九、一七一	二六一、一〇〇	二五七、六〇七	三三〇、五〇二	七七・九四
紀伊	五〇八、一七四	五〇〇、六一一	四七七、三六一	五二〇、九〇二	四九九、八二六	五一六、四七八	六一三、九二五	八四・一三
淡路	一〇七、一一三	一〇六、一六一	一一二、四四九	一二三、五〇〇	一二二、七七三	一二三、七四八	一六四、九三九	七五・〇三
阿波	三三六、九〇五	三六九、二八〇	四二五、三〇四	四五九、二四四	四四八、二八七	四五四、一一〇	五八六、〇四六	七七・四九
讃岐	三五七、三二六	三八四、八五一	三九五、九八〇	四三二、六四八	四三三、八八〇	四二二、五〇八	五五九、七二二	七五・四九
伊豫	四九九、八六〇	五一四、七七三	五二九、八二九	五八五、六五一	五九九、九四八	五七四、八四七	七七五、九七四	七四・〇八
土佐	三六八、一九二	三九二、五九七	四〇九、四一三	四五五、三〇六	四六一、〇三一	四四五、四七三	五二四、五一一	八四・九三
筑前	三〇七、四三九	三〇七、七七八	三一二、四二〇	三三五、八〇三	三四六、九四二	三二九、八八六	四四一、一七五	七四・七七
筑後	二六〇、八七五	二七〇、四四八	二七七、五七九	三〇七、二〇六	二九九、〇四一	二九二、九一三	三九一、五三五	七四・八一
豊前	二四二、六五三	二三七、五三七	二三五、九五〇	二四七、一七六	二四九、二七四	二四三、九四九	三〇四、五七四	八〇・一〇
豊後	五一一、八八〇	四六九、六八七	四六六、一〇六	四七五、九八五	四七〇、八七五	四七四、五四〇	五六二、三一八	八四・三九
肥前	六三三、九二三	六六二、三四二	七二二、六五四	六九九、一五四	七一三、五九三	七〇一、五二七	一、〇七四、四六〇	六五・二九
肥後	六二〇、二四四	六四六、八九二	六七二、三一六	七四三、五四四	七五五、七八一	七三八、〇七八	九五三、〇三七	七七・四四
日向	二三五、四二一	二三〇、一三三	二三〇、七八三	二四五、四七六	二四七、六二一	二四三、四二二	三七六、五二七	六四・六五
大隅	一三一、六二三	一二六、〇二二	一一四、一六六	一〇三、〇九六	九九、二二二	一〇四、二二八	二五六、八二六	四〇・五八
薩摩	一九四、三二二	二三七、八八九	二三八、四九三	二四八、三六四	二四一、七九七	二五一、六四九	五四九、四四〇	四五・八〇
壹岐	二三、二〇〇	二三、三九一	二五、三六八	二七、二二五	二七、〇〇五	二七、六二四	三三、〇一〇	八三・六八
對馬	一四、八〇〇	一四、一三六	一三、八六二	一六、七二三	一六、九〇四	一四、四七八	二九、六八四	四八・七七
北海道	二一、八〇七	二六、三二〇	四五、四一七	六七、八六二	七〇、八八七	六五、〇二二	一一〇、八七三	五三・七九
總計	二五、九一七、八三〇	二五、〇八六、四六六	二五、六二一、九五七	二七、〇六三、九〇七	二六、九〇七、六二五	二七、二〇一、四〇〇	三三、一一〇、八二五	八二・一五

備考 明治五年總計には、琉球一六六、七八九人、千島四三七人、樺太二、三五八人を含む。